

第2章 プランの基本的な考え方

1 将来の高齢者像 ☆

浦添市は、「てだこ・ゆいぐくるプラン（第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画）」を中心に地域共生社会の実現に向けて取り組みを展開しているところです。

「てだこ高齢者プラン」では、目標とする将来の高齢者像を『いきいきチャレンジ高齢者』とし、高齢者が希望する暮らしを出来る限り続けることができるよう、地域や企業、介護、福祉、医療等の関係機関や団体との連携のもと、支え合いのまちづくりに取り組んできました。

第六次となる本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22（2040）年を念頭に、高齢者の安心した生活を支える地域包括ケアシステムをより一層強化していく必要があります。

著しく変化する社会への対応が求められる中で、高齢者自身の健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろんのこと、認知症対策、医療と介護の連携強化が引き続き重要となっています。地域では複合的な課題も増えてきていることから、高齢者を含む地域住民があらゆる相談ができる体制に向けて取り組みを進めていく必要があります。加えて、新しい生活様式に対応しつつ、助け合いや地域のつながりを豊かにし、支援が必要なときには支えてもらい、時には誰かを支えることのできる地域づくりが必要です。その担い手として高齢者の活力が期待されています。担い手として活躍することは、自らの生きがいとなり、介護予防や健康寿命の延伸、まちの活性化にもつながります。

こうしたことから、「高齢者が自身の健康を保ちつつ、自らの知識と経験を活かし住み慣れた地域において支え合うとともに、年を重ねても状態に応じた目標を見つけ、それに向かいチャレンジする姿」を展望できるよう、将来の高齢者像を『いきいきチャレンジ高齢者～ともに支え合う地域共生社会の実現～』と掲げ、施策の充実に努め推進していきます。

いきいきチャレンジ高齢者
～ともに支え合う地域共生社会の実現～

2 基本目標 ☆

(1) いつまでも自分らしくいきいきと暮らす

人生 100 年時代を迎える中、いつまでも自分らしくいきいきと暮らしていくためには、日ごろから体を動かしたり、趣味などを楽しんだり、心身の健康を維持していくことが大切です。このため、心と身体の健康づくりや認知症・フレイル予防を含め、多様なニーズに対応した介護予防に取り組みます。たとえ、介護が必要になっても状態を悪化させないよう個々の状態に応じ重度化防止の支援を進めます。

高齢者自身がこれまで培ってきた経験や技術をいかしながら活躍するため、社会参加や地域貢献等を支援します。就労意欲のある高齢者については、関係機関との連携のもと、高齢者の持つ技術や経験を求めている企業などにつながるような仕組みづくりを進めます。

(2) 医療や介護サービスを選択して希望する暮らしが続けられるまち

医療や介護が必要になっても本人や家族が希望する暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携をより一層進めます。自分らしい人生の最終段階の暮らしを選択するためには、本人や家族の心構えが大切になることから、地域住民に対する在宅医療や介護、看取りに関する理解を促進します。

介護保険サービスについては、介護事業所等との連携により、質の高いサービスの確保と安定的な提供に努めるとともに、サービスの適正利用を促進します。加えて、介護現場における ICT の活用、介護を支える人材の育成・定着、元気高齢者の参入による業務改善など、働きやすい環境づくりを支援・促進します。

今後、認知症高齢者の増加が予測されており、医療機関との連携等による認知症の早期発見・早期対応の強化を図ります。

(3) 安心安全な住まいと支え合いのある地域

将来、地域や自宅などでの暮らしを希望する高齢者が多くなると見込まれることから、生活の基盤となる住まいについて関係機関との連携による住まいの確保支援や福祉サービスの充実、高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮した取り組みを進めます。また、認知症などで判断能力が低下しても尊厳ある暮らしを支えるため、権利擁護に関する事業の利用促進と充実に努めます。

社会の変容とともに複合化していく高齢者や地域住民の課題に対し、きめ細やかな相談支援を行うため、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの周知と機能強化を図ります。また、新しい生活様式や感染症への対応が求められる今、高齢者等が社会的に孤立せず安心して暮らせるよう、地域での声かけや見守り等の活動による地域ぐるみの支え合いを進めます。さらに、地域の中で生じる様々なできごとを我が事として丸ごと受け止め、住民一人ひとりの持てる力を発揮し、共に創る地域共生社会の実現を目指します。

3 高齢者人口等の将来推計 ☆

本計画においては、第8期介護保険事業計画の令和3（2021）年から令和5（2023）年、さらに令和7（2025）年から令和22（2040）年における高齢者人口等を次のように見通します。（住民基本台帳：各年9月末現在の実績値をもとにコーホート変化率法により算出）

■ 高齢者人口等の将来推計

	実績値			推計値						
	第7期			第8期			第9期以降			
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和12	令和17	令和22
総人口（人）	114,250	114,963	115,420	115,747	116,104	116,462	117,125	118,610	119,617	119,845
0～39歳（人）	54,391	54,147	53,786	53,572	53,352	53,164	52,727	52,632	52,762	52,081
（％）	47.6	47.1	46.6	46.3	46.0	45.6	45.0	44.4	44.1	43.5
40～64歳（人）	38,361	38,520	38,636	38,692	38,738	38,747	38,800	38,031	36,631	34,934
（％）	33.6	33.5	33.5	33.4	33.4	33.3	33.1	32.1	30.6	29.1
65歳以上（人）	21,498	22,296	22,998	23,483	24,014	24,551	25,598	27,947	30,224	32,830
（％）	18.8	19.4	19.9	20.3	20.7	21.1	21.9	23.6	25.3	27.4
65～74歳（人）	11,175	11,625	12,234	12,803	12,874	12,746	12,617	12,584	13,585	15,091
（前期高齢者）（％）	9.8	10.1	10.6	11.1	11.1	10.9	10.8	10.6	11.4	12.6
75歳以上（人）	10,323	10,671	10,764	10,680	11,140	11,805	12,981	15,363	16,639	17,739
（後期高齢者）（％）	9.0	9.3	9.3	9.2	9.6	10.1	11.1	13.0	13.9	14.8

資料：住民基本台帳

4 日常生活圏域の設定 ☆

介護保険制度において、日常生活圏域は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める」こととされ、また、その範囲については、「高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能になるよう、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成に取り組める範囲」とされています。

これまでの介護保険事業計画においては、上記の考え方のもと、「てだこ・ゆいぐるるプラン」との整合性を踏まえて、通常的地域活動の範囲となる行政区程度を基本としながら、それらを連携していく範囲として『中学校区』を日常生活圏域として設定しました。

本計画においても引き続き『中学校区』を日常生活圏域として設定することとします。

なお、各日常生活圏域（＝中学校区）の概要と位置を以下に示します。

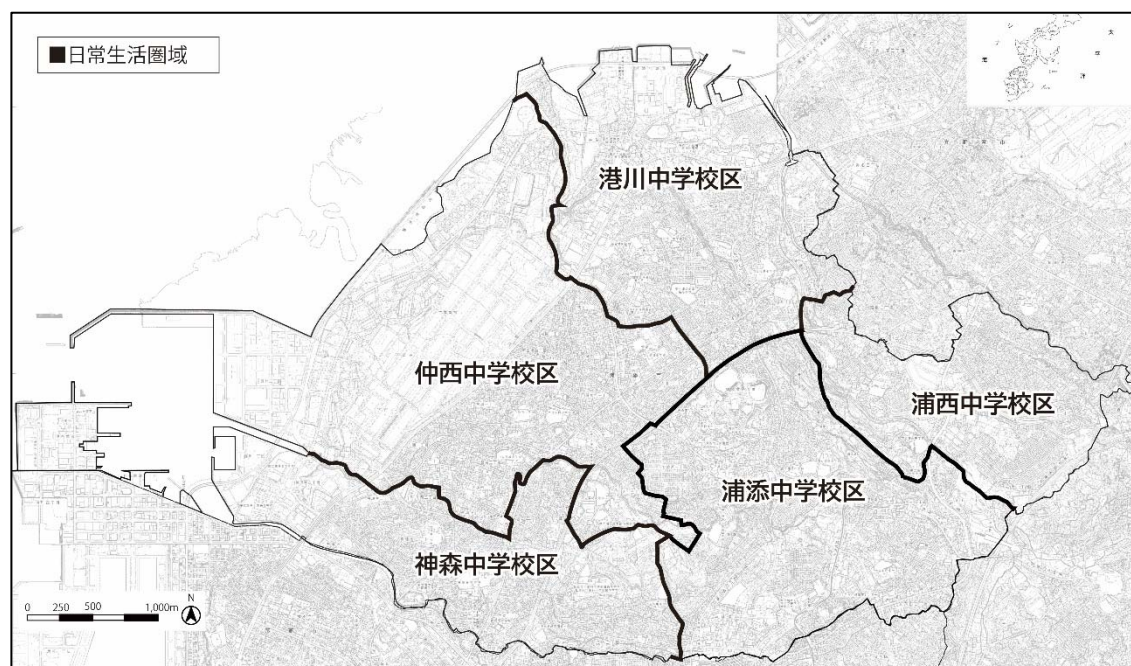
■ 日常生活圏域別人口及び日常生活圏域の範囲

(令和2年9月末現在)

	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	65歳以上人口 (人)					65歳以上 人口比率 (%)
				前期高齢者 (65～74歳)		後期高齢者 (75歳以上)		
				人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	
浦添中学校区	10,182	23,066	5,007	2,534	50.6	2,473	49.4	21.7
仲西中学校区	13,941	29,739	5,884	3,132	53.2	2,752	46.8	19.8
神森中学校区	10,720	24,163	4,730	2,397	50.7	2,333	49.3	19.6
港川中学校区	10,498	24,117	4,686	2,525	53.9	2,161	46.1	19.4
浦西中学校区	6,143	14,400	2,686	1,646	61.3	1,040	38.7	18.7
合 計	51,484	115,485	22,993	12,234	53.2	10,759	46.8	19.9

資料:住民基本台帳

注) 9 ページの将来推計値の表中の令和2 (2020) 年の実績値と上記圏域別の人口抽出日が異なるため、総人口、65 歳以上人口の合計が一致しない。



5 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム ☆

(1) 地域共生社会の実現とは

地域共生社会とは、平成 28 (2016) 年 6 月に国が新たに打ち出した概念で、子ども・障がい者・高齢者などすべての人々が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創り、高め合うことができる社会とされています。

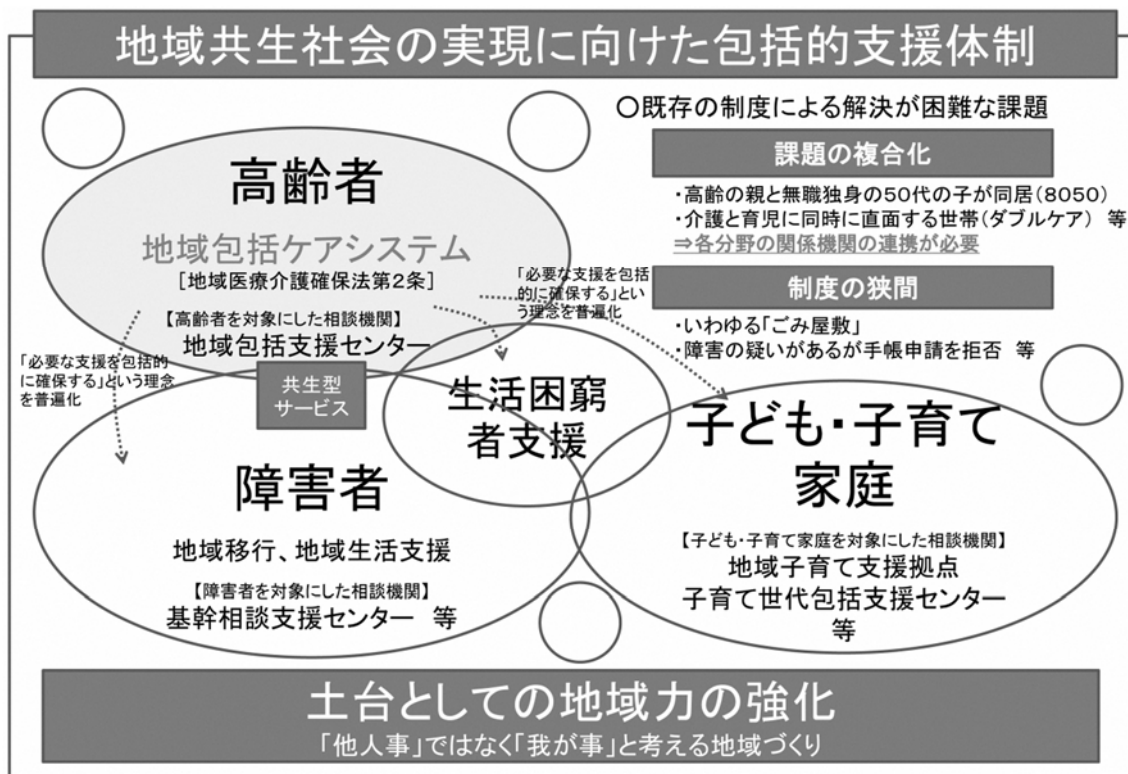
地域共生社会の実現が求められる背景として、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化等により、我々国民の抱える福祉問題は様々な分野にわたって複雑化しており、分野ごとに整備された福祉サービスの下では対応が困難なケースがみられるようになりました。

こうした状況を踏まえ、地域の様々な分野の問題を支え手側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、困難に直面しているあらゆる住民を我が事（自分のこと）のように支え合うことのできる仕組みやネットワークを構築することが求められています。さらに、福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくことも必要になっています。「地域共生社会」は、高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」を包含する概念となっています。

また、子どもと高齢者などが日常的に関わり合うことで、子どもの健全育成や福祉意識の醸成に寄与し、高齢者は子育て支援などの役割を担うことで認知症予防、生きがいづくりなどの効果が期待でき、障がい者は活躍する場を持つことで、自立・自己実現へつながることが期待されます。このような福祉サービスを一体的に提供できるような場を地域で構築することも地域共生社会の構想に盛り込まれています。また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す方針を国が示しその取り組みも進められています。

加えて、介護や保育の現場では人材の確保が難しい状況が見られることから、保健医療福祉の各資格に通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことも位置づけられており、共生型サービス（高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスをうけやすくする仕組み）についても今後事業所と連携し、取り組みを進めていく必要があります。

浦添市では、平成 15 (2003) 年度に策定した「てだこ・結プラン（第二次浦添市地域福祉計画）」より、目指す社会像の 1 つに「人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会」を掲げ、取り組みを進めてきました。地域共生社会の考えを踏まえ、今後も高齢者福祉に限らず、子育て支援、障がい者福祉、生活困窮対策等について分野を超えて丸ごとつながり、支えが必要な住民が安心して暮らせるネットワークや仕組みづくりを目指します。



資料：厚生労働省 地域共生社会の実現に向けて 地域包括ケアシステムなどとの関係

(2) 浦添市が進める地域包括ケアシステム

1) 浦添市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方

市民が「地域で健やかに安心のできる生活」を送るためには、住まい・医療・介護・福祉・保健等といった生活に密着したサービスの提供を包括的に受けることができる仕組みづくりが必要です。

日常生活上の課題や住まい・医療・介護・福祉・保健等に係る課題は横断的な課題であるといえ、その垣根を取り払うことは市民のニーズに対応するものであり、ヘルスプロモーションや福祉のまちづくりを実現したいと考える本市の目標でもあります。

本市では、こうした市民のニーズに合わせた体制の充実を図るために、これまで以上に「地域（日常生活圏域）」に重点を置いた施策展開が必要です。

市民や事業者等との協働を念頭においたうえで、市民同士が地域で共に支え合える互助の仕組みづくり支援による生活上の諸課題の解決を図るとともに、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等のサービスを切れ目なく一体的に提供できるよう、包括的なケアシステムの充実を進めていく必要があります。

2) 地域包括ケアシステムが担う主な役割

①地域課題及びニーズの発掘

多様化する市民のニーズに対応するためには、市民の悩み（≡ 課題・ニーズ等）を受け止める機能としての「総合相談窓口」の設置をはじめ、地域のネットワークや戸別訪問等を通して、どこで・誰が・どのような支援を必要としているのかを発掘していく必要があります。

また、市民の生活課題を解決するためには、地域資源や地域活動あるいは行政サービス等を相互にコーディネートし、有機的に「つなぎ、支援する」機能、いわゆるコミュニティソーシャルワーク機能の展開が求められます。さらに、その機能は市民に密着した地域（日常生活圏域）において発揮されることが必要とされます。

②ケアマネジメント機能

総合相談機能等から発見された対象者に対してどのようにサポートしていくかという「マネジメント機能」の充実が重要です。そのため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センター職員、各種専門職員等は、多様な相談を総合的に受け止めて課題を整理し、心身の状況に応じて、介護保険サービスのみならず地域の保健・医療・介護・福祉サービスやボランティア活動、地域支え合い活動等との連携を図ることが求められます。さらに、アセスメント能力を高めて多様なニーズに対応する体制整備を行い、ケアマネジメント機能の充実を図っていく必要があります。

③地域課題の解決及び政策形成の仕組みづくり

総合相談機能やケアマネジメント機能によって掘り起こされた地域課題の解決に向けて、地域やNPO等により提供される住民主体のサービスの創出を検討するなど、支援が必要な高齢者を身近な地域で支える仕組みづくりが求められています。また、「地域ケア会議」の開催を通し、個別ケースの検討等を踏まえた課題の把握及びネットワーク構築を図るとともに、政策形成に結びつけていくための仕組みづくりが重要です。

3) ケア体制の充実に向けた方向性

①関連機関との連携強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、各中学校区に設置されています。現在、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員などの専門職が配置され、その施設機能を発揮するとともに、担当圏域の明確化により、地域に根差した一層の展開が期待されます。

また、中学校区ごとに設置されている中学校区地域保健福祉センターは、地域住民の身近な相談窓口やニーズ把握等の機能を備えるとともに、中学校区コミュニティづくり推進委員会や各種ボランティアの活動拠点としての役割を果たしています。コミュニティソーシャルワーク機能の強化・充実により、自助・互助・共助・公助（公的サービス）を必要に応じてコーディネートしていくとともに、個別支援のための連携・調整や支援の受け皿となる地域人材の育成等が期待されています。

一方で、高齢者以外にも、児童、障がい者に対応する支援拠点（浦添市子育て世代包括支援センター、浦添市障がい福祉関連複合施設（令和3（2021）年4月1日開所）等）の設置も進んでいます。今後は、介護、子育て、貧困、障がいなどが同時に直面する家庭など、複合化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりについて進めていく必要があります。

今後、行政内外の各種機能の連携強化を図りつつ、本市が有する各種センター機能の連

携強化や医療分野との連携、住まいの確保等を一体的に図り、地域包括ケアシステムの更なる充実に向けて推進していく必要があります。

②多職種連携の促進

本市には、浦添市医師会をはじめ、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム等の各種団体・事業所があり、医療・介護・福祉・保健・住まい等、高齢者等が地域で生活するために必要なサービスが一通り整備されています。

今後、医療・介護・福祉・保健・住まい等が一体的に提供される仕組みづくりのため、地域ケア会議等を通じた各種団体・事業所等のネットワーク及び連携体制の構築を図るとともに、住まい等の分野を加え、より多面的な連携を促進することが必要です。

③住民互助の体制構築

現在、社会福祉協議会等と連携を図りつつ、各種ボランティア講座の開催や認知症サポーター養成講座の受講促進など、地域福祉を支える人材の育成・確保を進めています。

今後、これまで同様ボランティア等の養成に取り組むとともに、それを支える社会福祉協議会をはじめとした各種団体等への活動支援により、地域住民が相互に支え合う互助の仕組みづくりが求められます。

また、住民互助の体制構築を支援する中学校区地域保健福祉センターとの連携強化も必要です。

④地域におけるケアサービスの充実

健康・生きがいづくり、介護予防、介護保険サービス、在宅医療や高齢者福祉サービス等、様々な分野でより身近なケアサービスの提供体制が整いつつあります。

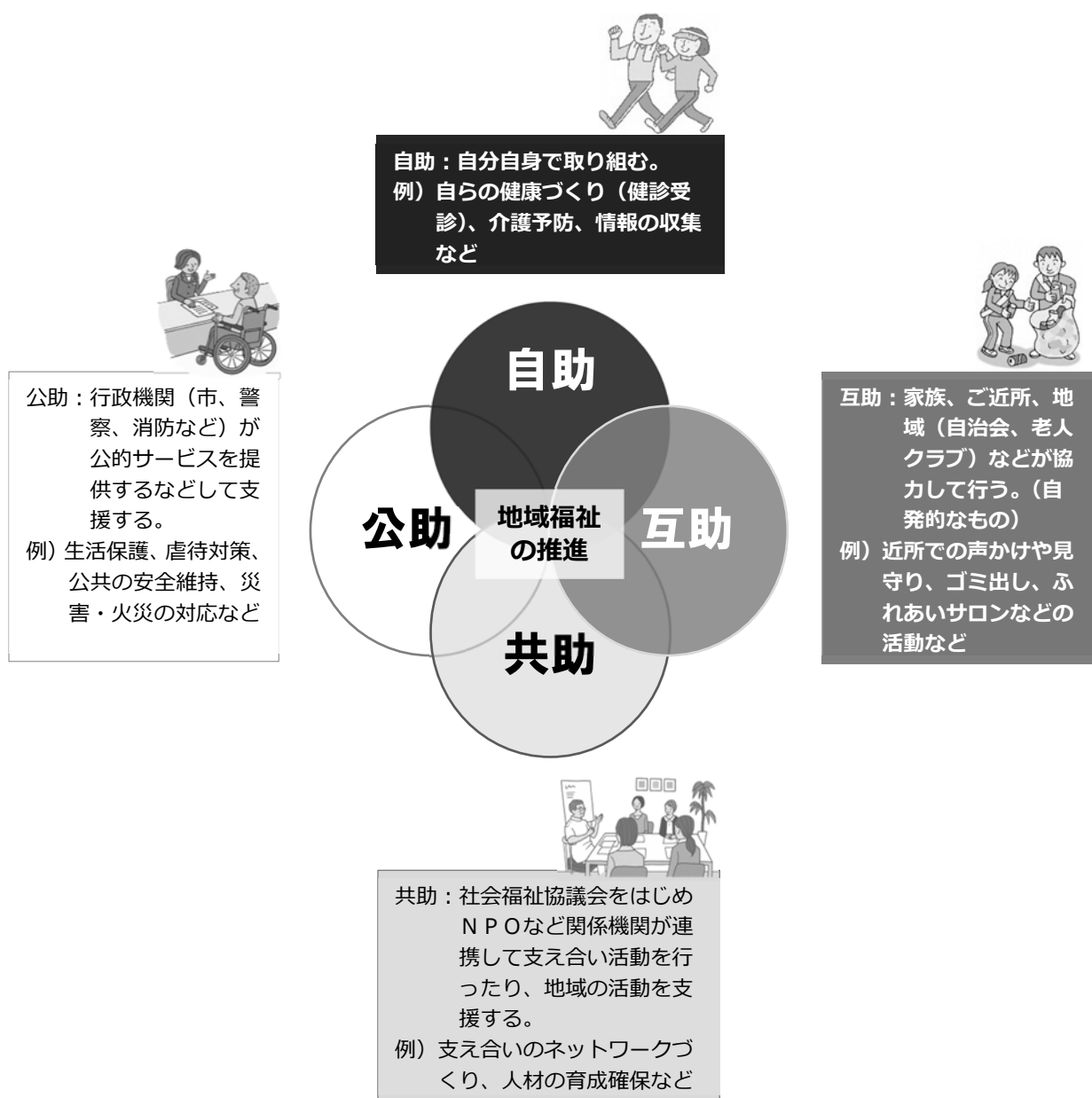
今後とも、高齢者が住み慣れた地域（在宅等）で暮らし続けていくことができるよう、日常生活圏域を基本とし、地域バランスを考慮した各分野でのサービス提供体制の充実が求められています。

4) 地域包括ケアシステムの深化・推進と自助、互助、共助、公助

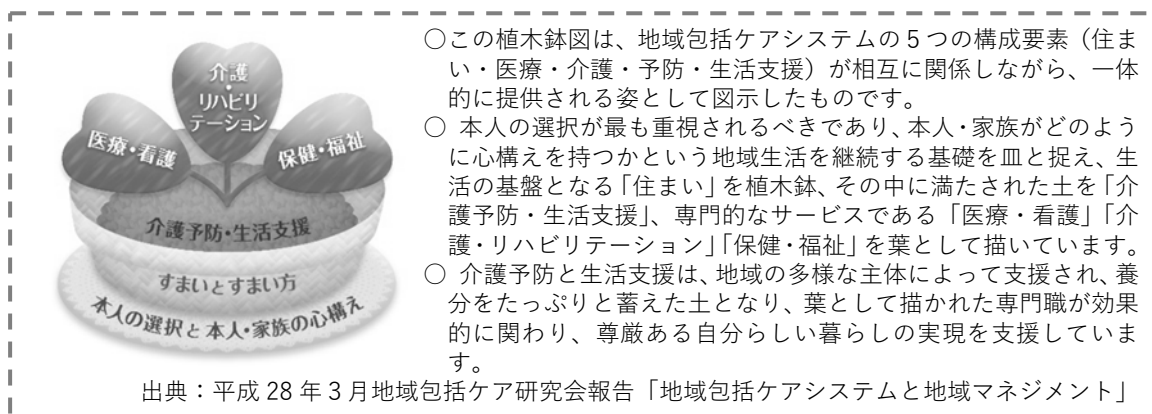
これまで述べてきたように、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に市民が住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援といった生活に密着したサービスを一体的に受けることができる地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

本市のてだこ・ゆいぐくるプランに位置づけられている、自らの健康づくりや介護予防に自ら取り組む「自助」、ご近所同士の声かけ、ちょっとしたお手伝いをしあう「互助」、介護や福祉等の関係機関の連携による支援「共助」、公的サービスによる支援「公助」が組み合わさることで地域包括ケアシステムの深化・推進が図られると考え、自助、互助、共助、公助は重要な視点としてとらえていきます。

■ 自助、互助、共助、公助（「てだこ・ゆいぐるプラン」より）



■ 地域包括ケアシステムにおける構成要素



5) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等改正のポイント

地域包括ケアシステムを強化するため、介護保険法等の一部が改正（平成 29（2017）年法律第 52 号）されました。改正法の主なポイントに基づき、引き続き本市においても地域包括ケアシステムに取り組めます。

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ①国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載し、取り組みの推進評価を実施。
- ②地域包括支援センターの機能強化。
- ③認知症施策の推進。

2 医療・介護連携の推進等

- ①医療・介護連携の推進で、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設。急性期の医療から在宅医療、介護までの切れ目ないサービスや支援を提供することなど。

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ①市町村では地域住民の福祉活動へ参加するための環境づくり、分野を超えた相談支援体制の充実など包括的な支援の整備。
- ②高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け。

そこで、本計画で地域包括ケアシステムの深化・推進に係る主な取り組みを下記に整理しました。

第3章の各論より地域包括ケアシステムに係る施策項目を抜粋

目標1 いつまでも自分らしくいきいきと暮らす	2 介護予防と重度化防止の充実 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） (2) 適切な介護予防ケアマネジメントの充実 3 高齢者の活躍機会の充実 (1) 社会参加の促進、活動機会の拡充
目標2 医療や介護サービスを選択して希望する暮らしが続けられるまち	1 在宅医療・介護連携の推進 (1) 在宅医療・介護連携の推進 2 医療と介護の連携による認知症への対応 (1) 認知症に関する情報発信 (2) 医療と介護の連携による認知症への対応 3 ニーズに応じた介護保険サービスの提供 (1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 介護保険施設等のサービス基盤の整備 (4) 介護保険制度やサービス、相談窓口等の情報提供

目標3 安心安全な住まいと 支え合いのある地域	1 すべての人にやさしいまちづくり (1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進 2 ニーズに応じた住まいの支援 (1) 高齢者の良質な住まいの確保 3 安心安全な暮らしを支える取り組みの推進 (1) 在宅福祉サービス等の充実 (2) 認知症バリアフリーの推進 (3) 権利擁護の推進 4 地域包括ケアシステムの基盤強化 (1) 重層的な支援ネットワークの拡充 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 地域における相談及び地域ケア会議等の充実 (4) 生活支援サービスの体制整備の推進
--	--

6) 第8期介護保険事業計画における法律等の改正点

①地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正のポイント

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2（2020）年法律第52号）」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、新たに以下の取り組みが行われます。

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、更に5年間延長するなど。

5 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

② 国の基本指針より第8期計画において記載を充実する事項

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱などを踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

浦添市の地域包括ケアシステム概念図

A 3 なので 2 ページ分

浦添市の地域包括ケアシステム概念図

A 3 なので 2 ページ分

6 施策の体系

高齢者像	基本目標	基本施策
いきいきチャレンジ高齢者 とともに支え合う地域共生社会の実現	目標1 いつまでも自分らしくいきいきと暮らす	1 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進・・・P23 (1) 健康づくりに関する意識の醸成 (2) 特定健診等・保健指導の推進【重点項目】 (3) 地域での健康づくりの支援 2 介護予防と重度化防止の充実・・・P26 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）【重点項目】 (2) 適切な介護予防ケアマネジメントの充実 3 高齢者の活躍機会の充実・・・P31 (1) 社会参加の促進、活動機会の拡充 (2) 高齢者の就業支援
	目標2 医療や介護サービスを選択して希望する暮らしが続けられるまち	1 在宅医療・介護連携の推進・・・P34 (1) 在宅医療・介護連携の推進 2 医療と介護の連携による認知症への対応・・・P36 (1) 認知症に関する情報発信 (2) 医療と介護の連携による認知症への対応【重点項目】 3 ニーズに応じた介護保険サービスの提供・・・P38 (1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 介護保険施設等のサービス基盤の整備 (4) 介護保険制度やサービス、相談窓口等の情報提供 4 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運営・・・P41 (1) 介護給付の適正化などの推進 (2) 介護人材の確保支援と業務の効率化支援【重点項目】
	目標3 安心安全な住まいと支え合いのある地域	1 すべての人にやさしいまちづくり・・・P43 (1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進 (2) 人にやさしいまちづくりの推進 (3) 高齢者の外出を促進する環境づくり 2 ニーズに応じた住まいの支援・・・P46 (1) 高齢者の良質な住まいの確保 3 安心安全な暮らしを支える取り組みの推進・・・P47 (1) 在宅福祉サービス等の充実 (2) 認知症バリアフリーの推進【重点項目】 (3) 権利擁護の推進 (4) 家族介護者への支援 (5) 地域における安心安全対策の推進（防災、感染対策） 4 地域包括ケアシステムの基盤強化・・・P54 (1) 重層的な支援ネットワークの拡充【重点項目】 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 地域における相談及び地域ケア会議等の充実 (4) 生活支援サービスの体制整備の推進

